

(参考) 保育所等利用待機児童数調査における除外4類型について②

- 待機児童とは、保育園等の利用申込者数から、
 - ① 保育園等を実際に利用している者の数
 - ② 育児休業中の者などいわゆる「除外4類型」に該当する人数を除いた数としている。
- この除外4類型については、平成29年3月に、有識者会議の検討を踏まえ、市町村ごとの運用上のばらつきを絞り込む方向に統一・是正し、待機児童の定義が広がる見直しを行った。

(人)

	申込者数	保育所等を利用している者	特例保育等を利用している者	除外4類型				小計	待機児童数
				育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	地方単独事業を利用している者	求職活動を休止している者		
平成27年4月	2,476,701	2,377,759	16,454	5,334	32,101	17,032	4,854	59,321	23,167
平成28年4月	2,559,465	2,458,607	9,951	7,229	35,985	16,963	7,177	67,354	23,553
平成29年4月	2,650,100	2,546,669	8,126	5,528	38,978	16,744	7,974	69,224	26,081
平成30年4月	2,712,359	2,614,405	10,160	4,966	41,002	14,157	7,774	67,899	19,895
平成31年4月	2,783,889	2,679,651	13,539	6,787	46,724	13,120	7,296	73,927	16,772
令和2年4月	2,842,208	2,737,359	17,570	10,585	46,666	10,656	6,933	74,840	12,439
令和3年4月	2,828,166	2,742,071	16,880	13,278	37,954	7,605	4,744	63,581	5,634
差引 (R3-R2)	▲ 14,042	4,712	▲ 690	2,693	▲ 8,712	▲ 3,051	▲ 2,189	▲ 11,259	▲ 6,805

※ 保育所等 : 認可保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

※ 特例保育等 : 特例保育、認可化移行支援事業、幼稚園における預かり保育事業等、企業主導型保育事業